

保健指導や健診受診の有無等に関する個人情報[※]を事業所と共同利用します！

平成 29 年 5 月に改正個人情報保護法が施行され、健診結果に基づいて実施される保健指導の情報は、新たに「要配慮個人情報」と位置づけられ、より慎重な取扱いが求められることとなりました。

電機健保では、保健指導や健診未受診勧奨、二次検査勧奨を実施する際は、これまで通り、対象者に関する書類を事業所様宛に送付をし、次のとおり取り扱いますので、ご理解とご協力のほどお願いします。

保健指導並びに健診受診の有無及び精密・再検査に関する個人情報の共同利用について

東京都電機健康保険組合では、保健指導並びに健診未受診者勧奨及び精密・再検査勧奨を行うにあたり、個人情報（保健指導対象者・健診未受診者・精密（再）検査対象者のお名前、特定保健指導コース）について、事業所にお知らせし、勧奨及び日程調整等をいただくために、それらの情報を共同利用します。

なお、個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意なく個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、第 23 条第 5 項第 3 号において、特定の者との間で共同して利用される個人データについては、個人データを共同で利用すること、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理責任者の氏名または名称、について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データの提供を受ける者は第三者に該当せず、個人情報取扱事業者は、本人の同意を得なくても、個人データを提供することができるとされています。

以上により、東京都電機健康保険組合と事業所は、加入者の保健指導並びに健診受診の有無及び精密・再検査に関する個人情報（保健指導対象者・健診未受診者・精密（再）検査対象者のお名前、特定保健指導コース）を共同利用します。

1. 共同利用する個人情報（個人データ）の項目

保健指導対象者・健診未受診者・精密・再検査対象者のお名前、特定保健指導コース

※ 健診結果データ及び相談内容は含みません。

2. 共同利用者の範囲

保健指導対象者・健診未受診者・精密（再）検査対象者（※被扶養者含む）の被保険者が勤務する東京都電機健康保険組合適用事業所と東京都電機健康保険組合

3. 共同利用目的

適用事業所、東京都電機健康保険組合ともに従業員（加入者）の健康の保持増進の促進、健康経営の推進のため、保健指導の実施率並びに健診受診率の向上を目的とします。

4. 個人情報の管理についての当組合における責任者

東京都電機健康保険組合